

2026 年度 特定行為研修課程 受講生募集要項

群馬パース大学看護実践教育センター特定行為研修課程の概要	1
I. 受講者選抜試験概要	4
II. 出願手続き	6
III. 合格発表	7
IV. 受講手続き・納付金（受講料）	7
専門実践教育訓練給付制度について（個人向け助成制度）	8
人材開発支援助成金について（事業者向け助成制度）	9

群馬パース大学看護実践教育センター

特定行為研修課程の概要

【群馬パース大学看護実践教育センターの理念】

群馬パース大学看護実践教育センターは、群馬パース大学の建学の精神「Paz（平和）平和で公正な社会の発展、Pessoa（個性）個人の尊厳と自己実現、Assistencia（互助）多様な人々の共存と強調、Zelo（熱意）知の創造、への貢献」のもと、少子高齢化の進行とともに多様化していく看護の場において、質の高い看護実践により社会に貢献し得る人材を育成。

【特定行為研修の目的】

当センターの特定行為研修は、受講生に対し、医療安全に配慮しつつ的確に特定行為を実践できる能力を付与し、今後、益々拡大する地域医療及び高齢者医療をはじめとする多様な場において、チーム医療の中核として自律的に活躍できる看護人材を輩出することを目的としています。

【特定行為研修の教育目標】

当センターの特定行為研修は、看護の対象の尊厳の尊重と全人的理解を基盤とし、手順書に基づき、安全かつ的確に特定行為を実践できる人材の育成を実現するために、以下の教育目標を定めています。

1) 高度なアセスメント力の育成

病態の的確な判断と臨床推論を踏まえ、対象を包括的にアセスメントする力を育成します。

2) 科学的根拠に基づいた特定行為実践力の育成

専門的な知識及び高度な技能を用い、手順書に基づいて的確に特定行為を実践する力を育成します。

3) 医療安全を守る判断力の育成

いかなる場合においても、医療安全の観点から特定行為に伴う適切な判断ができる力を育成します。

4) チーム医療における調整能力・役割遂行能力の育成

医師や他職種と適切に情報を共有し、チーム医療の中で看護の役割を適切に遂行できる力を育成します。

【特定行為研修の到達目標】

当センターの特定行為研修は、その教育目標を達成するため以下の到達目標を定めています。

- 1) 多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につけていること。
- 2) 多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につけていること。
- 3) 多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につけていること。
- 4) 問題解決に向けて多職種と効果的に共同する力を身につけていること。
- 5) 自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につけていること。
- 6) 多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身に付けていること。
- 7) 多様な臨床場面において医師または歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につけていること。

【受講定員・開講期間】

特定行為区分名	受講定員	開講期間
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	5 名	2026 年 4 月 ～ 2027 年 3 月
動脈血液ガス分析関連		
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連		

【研修内容（科目及び授業時間数）】

(1) 共通科目

教科目名	時間数	実施時期
臨床病態生理学	30	4 月～8 月
臨床推論	34	
臨床推論：医療面接	12	
フィジカルアセスメント：基礎	23	
フィジカルアセスメント：応用	23	
臨床薬理学：薬物動態	12	
臨床薬理学：薬理作用	12	
臨床薬理学：薬物治療・管理	23	
疾病・臨床病態概論	30	
疾病・臨床病態概論：状況別	12	
医療安全学：医療倫理	12	
医療安全学：医療安全管理	12	
チーム医療論（特定行為実践）	12	
特定行為実践	12	

(2) 区分別科目

特定行為区分	特定行為	時間数
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	21 + 臨地実習 (5 症例×2)
	脱水症状に対する輸液による補正	
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血	14.5 + 臨地実習 (5 症例×2)
	橈骨動脈ラインの確保	
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与	29.5 + 臨地実習 (5 症例×3)
	抗精神病薬の臨時の投与	
	抗不安薬の臨時の投与	

※特定行為研修は 60 分を 1 時間とする「実時間」を適用しています。

※区分別科目は、複数の区分を選択することが可能です。

●共通科目の免除について

当センター又は他機関において、共通科目を既に修了している方、又は修了見込みの方は当該科目の履修免除を受けることができます。

出願時に「既修得科目履修免除申請書」に当該科目の修得を証明する書類（当該特定行為研修の修了証等）を添えて申請してください。出願時に特定行為研修を修了見込みである場合は、特定行為研修修了見込証明書を提出すると共に、指定の期日までに特定行為研修修了証をご提出いただきます。

【授業について】

講義は、主にeラーニングによる受講となります。インターネット環境があれば、ご自分のパソコンやタブレット、スマートフォンを使って、自宅や職場での受講が可能です。

eラーニングによる受講時は、着実に学習が進むよう、受講時期を4期に分けて履修科目を指定（4～5科目）して行っていきます。各時期には、開始時に学習計画を確認し、終了時に1～2日の登校日を設け面接授業と試験を実施します。また、Eメールまたは電話により進捗状況の確認を行い、分からないこと等の質問や相談にも対応いたします。

【受講イメージ】

4月					5月					6月					7月					8月					9月					10月					11月					12月					1月					2月					3月				
開 講 式	共通科目 (14科目) 【eラーニング】															栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連										修了式																																	
																区分別科目 (2科目) 【eラーニング】					試験	臨地実習 (5症例×2)																																					
																動脈血液ガス分析関連																																											
																区分別科目 (3科目) 【eラーニング】					試験	臨地実習 (5症例×2)																																					
																精神及び神経症状に係る薬剤投与関連																																											
																区分別科目 (4科目) 【eラーニング】					試験	臨地実習 (5症例×3)																																					

職業実践力育成プログラム（BP）について

本学看護実践教育センターの特定行為研修課程は、文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」として認定されています。職業実践力育成プログラムとは、大学等におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣が認定するものです。

履修証明制度について

履修証明制度とは、学校教育法第105条の規定に基づき、従来の学士などの学位とは異なり、社会人等を対象にした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を受講することにより、キャリアアップ、専門性の向上、再就職、資格試験の勉強などに活用できる制度です。また、教育機関等における学修成果をキャリア形成に活かすため、履歴書等への記載が可能であり、当課程修了者には、特定行為研修課程の修了証とともに「履修証明書」を交付します。当課程修了者には、特定行為研修課程の修了証とともに、「履修証明書」を交付します。

I. 受講者選抜試験概要

1 募集人員

特定行為区分	募集人員
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	5 名
動脈血液ガス分析関連	
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	

※ 受講者に欠員が生じた場合には追加募集を行うことがあります。その場合は本学ホームページでお知らせいたします。

2 受講者選抜試験日程

出願期間※	試験日	合格発表日	受講手続き期間※
2025 年 8 月 18 日(月) 2025 年～8 月 29 日(金)	2025 年 9 月 6 日(土)	2025 年 9 月 19 日(金)	2025 年 9 月 22 日(月) ～ 2025 年 10 月 17 日(金)

※最終日消印有効（簡易書留速達）

3 試験会場

群馬パース大学（1 号館、1 号館 ANNEX《別館》、2 号館、4 号館、5 号館）

※巻末地図参照。建物の場所を間違えないようご注意ください。

※試験会場となるキャンパスは、受験票に記載してお知らせいたします。

4 出願資格

以下の要件をすべて満たしている者。

1. 日本国の看護師免許を有する者。
2. 看護師免許を取得後、通算 3 年以上※¹実務経験があること。
3. 所属長の推薦を有する者※²。

※¹ 実務経験の通算期間は 2026 年 3 月末までとする。

※² ご所属がない方はご相談ください。

5 受講者選抜試験

《選抜方法》

受験者全員に「個別面接」試験を行い、提出書類と総合して、特定行為研修管理委員会において審議し、合格者を決定します。

《試験時間等》

試験時間	試験科目等
8:45 ～	開場
9:05 ～ 9:10	オリエンテーション
9:30 ～	個別面接 ・1人あたり15分程度

※試験時間割は、受験者数により変更する場合があります。変更する場合には、受験票送付時に連絡します。

6 受験上の注意

《試験当日の注意事項》

- 1 試験会場には駐車場がありませんので、公共の交通機関を利用してください。
- 2 試験会場の開場時刻は午前8時45分です。オリエンテーション開始時刻までに試験会場に到着し、係員に受験票を提示の上、指定された座席に着席してください。
- 3 受験票を必ず持参してください。受験票を紛失または、持参し忘れた場合は係員に申し出てください。
- 4 試験開始後20分以上遅刻した場合は、受験することができません。
※公共交通機関の遅れにより試験開始時刻に間に合わない場合は、速やかに受験票記載の当日連絡先に電話連絡をして指示を受けてください。その際、必ず「遅延証明書」の交付を受けてください。
- 5 不測の事態（自然災害等）による試験延期等の情報や感染症への対応については群馬パース大学ホームページにてお知らせいたします。

《その他の注意事項》

- 1 前日までの会場の下見は、会場までの交通機関・道順・所要時間の確認にとどめてください。下見のために試験会場・キャンパスなどに入ることは禁止します。
- 2 昼食は各自で準備してください。
- 3 試験会場内は禁煙です。

Ⅱ. 出願手続き

受講検定料を納入し、下記「出願書類」を市販の角形2号封筒にて簡易書留速達郵便で出願してください。
封筒には朱書きで「願書在中」と記入してください（出願期間最終日消印有効）。

●出願書類 ①～⑦は本学ホームページよりダウンロードし、A4サイズで印刷してください。

- ① 受講願書
- ② 履歴書 ※写真を所定の箇所に貼付。
- ③ 推薦書 ※ご所属がない方はご相談ください。
- ④ 志望理由書
- ⑤ 自施設情報確認書（特定行為研修）※本課程は自施設での臨地実習を推奨しています。
- ⑥ 受験写真票 等 ※履歴書と同じ写真を貼付
- ⑦ 既修得科目履修免除申請書（該当者のみ）
- ⑧ 看護師免許証の写し ※A4サイズに縮小コピーしたもの1枚

●出願書類のダウンロード

群馬パース大学ホームページの「特定行為研修課程 特設ページ」内からダウンロードしてください。

●出願書類送付先

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町 1-7-1

群馬パース大学 看護実践教育センター 特定行為研修課程受講者選抜試験事務担当 宛

●受講検定料

【受講検定料】 50,000 円

【振込金融機関】 群馬銀行高崎支店 普通 2254113 学校法人群馬パース大学 カク) クンマパースダ カク)

※金融機関の窓口か ATM またはインターネットバンキングから上記振込金融機関に受講検定料を振り込み、振り込んだことを証明する用紙を出願書類「⑥ 受験写真票 等」の該当箇所に貼付してください。
なお、振込依頼人名には「10 (数字) + カナ氏名」を記入または入力してください。

(例) 「10 パースタロウ」

●出願上の注意

- 1) 出願は簡易書留速達での郵送のみ受け付けます。窓口では受理いたしません。
- 2) 出願書類の不足または不備、受講検定料の未納がある場合は、出願を受け付けません。
出願期間を過ぎた郵送も同様としますので、十分に注意してください。
- 3) 一度納入された受講検定料や提出された出願書類は返還いたしません。
- 4) 出願書類の記載内容が故意に事実と反して記されていることが判明した場合は、いつの時点においても受験資格を取り消します。また、開講式後に判明した場合は受講取消を命じます。
- 5) 出願資格（4 ページ）に示す実務経験年数について、本課程が定める要件を満たす見込みで出願、受験した方が合格したものの、2026 年 3 月末までに要件を満たせなかった場合は、受講の権利が消失します。
- 6) 受験票は出願期間終了後に発送します。試験日 2 日前までに受験票が届かず、返送しない旨の連絡がない場合は、看護実践教育センターに問い合わせてください。

Ⅲ. 合格発表

合格発表は、受験者本人宛てに郵送する通知をもって行います。なお、通知は合格発表当日に発送するため、到着するのは発表日の翌日以降になる見込みです。

※郵送以外の合格発表はありません。関係者を装った外部の業者等による合否に関する電話等の連絡に関しては、本センターは一切関係ありません。それによって被った不利益に関しては本センターでは責任を負いかねます。
※試験結果について、本人・その親族・病院関係者等を含め、電話等による問い合わせには一切応じません。

Ⅳ. 受講手続き・納付金（受講料）

1 受講手続き

4 ページの受講手続き期間内に、下記の納付金（受講料）を金融機関の窓口かインターネットバンキングから指定口座に振り込み、受講手続き書類を簡易書留速達で郵送してください（受講手続き期間最終日消印有効）。受講手続きについての詳細は合格者にお知らせいたします。

※受講料の納入、受講手続き書類提出のいずれか一方でも受講手続き期間を過ぎた場合は受講する権利が消失します。

2 納付金（受講料）

納付金（受講料）は、「入講料」「共通科目受講料」「選択した区分別科目受講料」の合計金額となります。既に共通科目を受講済みの場合は、減免いたします。

種別		金額	備考
入講料		50,000 円	・ 所定の受講料納入書により受講手続き期間に納入ください。 ・ 実習中の交通費・宿泊費及び資料代等は自己負担となります。 ・ 講義などで使用する教材費、書籍代等は自己負担となります。
共通科目受講料		400,000 円	
区分別科目受講料	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	50,000 円	
	動脈血液ガス分析関連	60,000 円	
	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	70,000 円	

3 受講辞退

受講を許可された方がその後受講を辞退したい場合は、看護実践教育センターにその旨を電話連絡の上、2026 年 3 月 2 日（月）までに受講辞退届（所定用紙）を提出してください。なお、納付金（受講料）は、原則として返還できませんのであらかじめご了承ください。

■専門実践教育訓練給付制度について（個人向け助成制度）

対象となる特定行為区分	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
-------------	-------------------

【専門実践教育訓練給付制度の概要】

働く人の、主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費の一部が支給されるものです。

【支給対象者】

①雇用保険の被保険者（在職者）

受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

②雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日において雇用保険の被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方。

※ 初めて制度を利用する場合は、支給要件期間が2年以上あれば対象となります。

※ 受講料を受講者本人が負担する場合を給付対象とし、所属機関が受講料を支払った際は対象外となります。

【支給額】

①上記支給対象者が本課程を修了した場合、受講者本人が支払った受講料の50%相当額（上限年間40万円）が公共職業安定所（ハローワーク）から支給されます。

②資格取得等し、修了日翌日から1年以内に被保険者として雇用された、または雇用されている等の場合、追加で20%相当額（上限年間16万円）が支給されます。

③さらに、①②の支給の要件を満たしたうえで、訓練終了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、追加で10%相当額（上限年間8万円）が支給されます。

最大で合計80%相当額（上限年間64万円）の支給を受けることができます。

【利用申請にあたって】

- ・ 受講開始日の1か月前までに、必ずハローワークの訓練前キャリアコンサルティングを受け、居住地を管轄するハローワークにて受講前の手続きを行ってください。
- ・ 制度利用の手続き方法や制度の詳細については、下記厚生労働省・ハローワーク Web サイトをご覧ください。

◇厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

◇ハローワークインターネットサービス

(https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html)



- ・ ご自身の受給資格の確認は居住地を管轄するハローワークにてお尋ねください。
- ・ 休学、留年、退学等により標準修業年限期間で修了することができない場合は支給停止となります。
- ・ 専門実践教育訓練給付制度の利用申請にあたっては、以下の情報が必要となります。

◆教育訓練施設名：群馬パース大学

◆教育訓練講座名：看護実践教育センター特定行為研修課程（栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連）

<指定番号：1012004-2410011-4>

◆受講開始日：開講式日（受講手続き案内の際に通知）

■人材開発支援助成金について（事業者向け助成制度）

【人材開発支援助成金の制度概要】

職業訓練などを実施する事業主に対して、訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進する制度です。原則、事業主が受講料全額を負担して従業員を本課程に派遣いただく場合に、厚生労働省「人材開発支援助成金」の助成を受けることができます。

【本課程で適用される助成金の種類】

人材育成支援コース「人材育成訓練」

【助成額・助成率】

	経費助成（受講料に対する助成）	賃金助成（訓練時間に対する助成）	※助成額には 限度額があります。
中小企業	45%	800 円/時間	
中小企業以外	30%	400 円/時間	

賃金要件または、資格等手当要件を満たす場合は、経費助成・賃金助成の割増し分を追加で受給できます。

【利用申請にあたって】

- ・受講開始日の1か月前までに、下記様式を、事業所または事業主団体の事務所の所在地を管轄する労働局に提出する必要があります。申請を検討されている場合は、各都道府県の労働局の窓口で事前にご相談ください。

- ① 職業訓練実施計画届（様式 1-1 号）
- ② 訓練別の対象者一覧（様式 3 号）
- ③ 人材開発支援助成金 事前確認書（様式 11 号）
- ④ その他添付書類

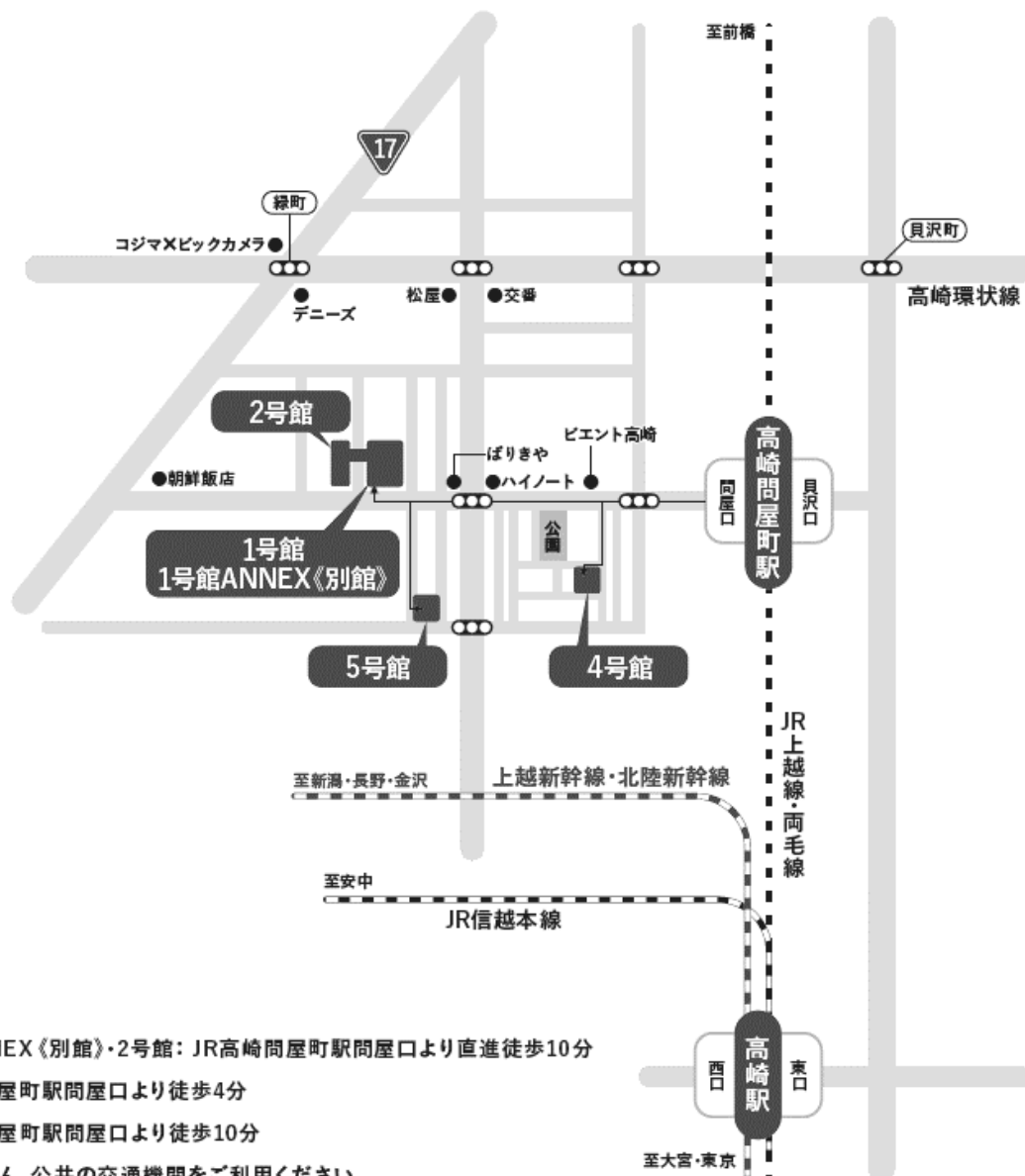
- ・2023 年 4 月 1 日より当該制度の見直しが行われております。制度利用の手続き方法や制度の詳細については、厚生労働省 Web サイトをご覧ください。

◇厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



試験会場



【出願書類送付先及び受講者選抜試験に関するお問い合わせ先】

群馬パース大学 看護実践教育センター
 特定行為研修課程受講者選抜試験事務担当

- 〒370-0006 群馬県高崎市問屋町 1-7-1
- TEL 027-365-3370 (群馬パース大学入試広報課) FAX 027-365-3367
- E-MAIL nyushi-koho@paz.ac.jp
- HP www.paz.ac.jp/nintei/